

	<h2>区立保育園における児童票の紛失について</h2>
とき	1月13日（火）発表
<p>1月6日（火）午後7時頃、区立保育園（直営）において、事務室内の書庫に保管している「卒園および転園した園児の児童票（31名分）」が見当たらないことが判明しました。保育園内の搜索を実施しましたが、現在も発見することができていない状況です。</p> <p>昨年8月に実施した保管期間を満了した文書廃棄の際に、誤廃棄した可能性が高く、外部への流出の可能性は低いと考えています。</p> <p>対象の保護者の方には、事案の発生を報告するとともに、謝罪いたしました。</p> <p>紛失事故が発生したことにつきましては、深くお詫び申し上げるとともに、事故の発生を重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいります。</p>	

### 【経過および原因】

区立保育園では、国の保育所保育指針に基づき、園児の保育の様子や成長の経過などを記録した児童票を作成し、日常の保育を行う際の参考資料としています。また、児童票は卒園後、一定期間保管したうえで廃棄することとしています。

6日（火）午後7時頃、職員が過去に作成した児童票を参考にしようと確認したところ、卒園および転園した園児の児童票（31名分）が見当たらないことに気が付きました。

その後、当該職員は園長に報告し、保育園内の搜索を実施しましたが、児童票を発見することができない状況です。

保管中の退園・転園した園児の児童票は、廃棄時期を明示した背表示を付け、ビニール紐で一括りにしたうえで、事務室内の施錠された書庫に保管しています。日常的に使用することはなく、廃棄時期まで書庫に保管したままの状態であるか、使用する際には持ち出し簿に記載したうえで使用することとなっています。このため、外部流出の可能性は極めて低く、昨年8月に行った廃棄処理の際に、廃棄の時期を職員が誤認し、誤って廃棄したものと考えています。

### 【対応】

対象の保護者あてに事故の発生を報告するとともに、謝罪いたしました。

### 【再発防止策】

今回の事故は、職員が廃棄処理の際に、保管文書の廃棄時期を誤認したこと、廃棄作業時の廃棄すべき文書の確認が不十分であったことが原因です。

区は再発防止のため、保管文書の廃棄時期の明確化や廃棄作業時に廃棄すべき文書に誤りがないか複数職員による確認を徹底します。